

報告第 3 8 号

平成 1 5 年 1 0 月 9 日承認

市民部会人権分科会の事務事業調整方針について

市民部会人権分科会の事務事業調整方針について別冊のとおり本協議会に報告し、その承認を求める。

平成 1 5 年 1 0 月 9 日提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

報告第38号

協 議 会 報 告 項 目

市 民 部 会

人権分科会 6-7

津 地 区 合 併 協 議 会

## 項 目 一 覧 表

通 番	項 目 名	幹 事 会 提 案 日			幹事会確認日	備 考
		1回	2回	3回		
6 - 7 - 1	世界平和都市宣言	7/17			7/30	
6 - 7 - 2	非核平和都市宣言	7/17			7/30	
6 - 7 - 3	人権尊重都市宣言	7/17			7/30	
6 - 7 - 4	人権施策に関する条例	7/17			7/30	
6 - 7 - 5	人権施策推進プラン	7/17			7/30	
6 - 7 - 6	平和を考える月間啓発電光掲示等	7/17			7/30	
6 - 7 - 7	中学生平和ポスター展	7/17			7/30	
6 - 7 - 8	平和を考える親子バスツアー	7/17			7/30	
6 - 7 - 9	平和を考える市民のつどい講演会及び映画会	7/17			7/30	
6 - 7 - 10	日本非核宣言自治体協議会	7/17			7/30	
6 - 7 - 11	津平和のための戦争展実行委員会	7/17			7/30	
6 - 7 - 12	原爆パネル展	7/17			7/30	
6 - 7 - 13	広報紙等による啓発	7/17			7/30	
6 - 7 - 14	人権講演会	7/17			7/30	
6 - 7 - 15	人権週間、差別をなくす強調月間における啓発(公用車マグネットシート貼付・懸垂幕掲出・街頭啓発)	7/17			7/30	
6 - 7 - 16	市民人権講座	7/17			7/30	
6 - 7 - 17	人権標語募集	7/17			7/30	
6 - 7 - 18	小中学生人権ポスター展	7/17			7/30	

6 - 7 - 19	企業訪問による啓発	7/17			7/30	
6 - 7 - 20	地域指導者育成研修会	7/17			7/30	
6 - 7 - 21	人権啓発ポスターの作製	7/17			7/30	
6 - 7 - 22	人権教育啓発推進センター交流会	7/17			7/30	
6 - 7 - 23	人権啓発研究集会	7/17			7/30	
6 - 7 - 24	人権啓発誌	7/17			7/30	
6 - 7 - 25	財団法人人権教育啓発推進センター	7/17			7/30	
6 - 7 - 26	三重県人権問題研究所	7/17			7/30	
6 - 7 - 27	IMADRーmie (反差別国際会議三重)	7/17			7/30	
6 - 7 - 28	人権大学受講に係る負担金	7/17			7/30	
6 - 7 - 29	人権・同和施策啓発推進委員会	7/17			7/30	
6 - 7 - 30	人権擁護委員	7/17			7/30	
6 - 7 - 31	人権擁護委員会視察研修	7/17			7/30	
6 - 7 - 32	人権擁護委員会	7/17			7/30	
6 - 7 - 33	人権施策審議会	7/17			7/30	

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	市民部会
関係項目		分科会	人権分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
1 世界平和都市宣言	・世界平和都市宣言  昭和34年12月22日決議  人類の平和と福祉を希求する全世界の人々と共に永久平和の確立のため。	-	-	-	-	-
2 非核平和都市宣言	・非核平和都市宣言  昭和60年9月28日議決  世界の恒久平和と人類の安全を確保するため、核兵器の廃絶と軍備の縮小を全世界に訴えるとともに「核兵器を作らず、持たず、持ち込ませず」の非核三原則がすべての国の原則となることを強く希望するため。	・非核平和都市宣言  昭和60年3月22日議決  非核三原則の完全実施を願い、すべての核保有国に対し、核兵器の廃絶を強く求めるため。	・非核平和の町宣言  昭和60年9月30日議決  世界の恒久平和は、全人類が等しく希望するところであり、かけがえない地球の平和と美しい郷土の自然を守るため、「作らず、持たず、持ち込まず」の非核三原則を堅持し、すべての核兵器が、この世から廃絶されることを希求するため。	・非核平和の町宣言  昭和61年3月24日議決  津市に同じ	・非核平和の村宣言  平成2年9月19日議決  同左	・非核平和の町宣言  昭和63年9月24日議決  同左
3 人権尊重都市宣言	・人権尊重都市宣言  平成5年3月23日議決  市民一人ひとりが自らの人権意識を高め、すべての人々の人権を守り、明るく住みよい社会を築くため。	・人権尊重都市宣言  平成5年9月24日議決  市民一人ひとりが自らの人権意識を高め、すべての人々の人権が守られる心豊かな明るく住みよい社会を築くため。	・人権尊重の町宣言  平成5年4月1日宣言  すべての町民の人権が尊重されるため。	・人権尊重の町宣言  平成5年6月15日議決  あらゆる差別を撤廃し、すべての町民の人権が保障される明るく住みよい地域社会の実現を期する。	・人権尊重の村宣言  平成4年12月21日議決  村民一人ひとりが自らの人権意識を高め、すべての人々の人権を守り、明るく住みよい社会を築くため。	・人権尊重の町宣言  平成5年9月2日議決  町民一人ひとりが自らの人権意識を高め、すべての人々の人権を守り、明るく住みよい社会を築くため。

## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容		1. 新たに制度を制定する。(合併と同時に) 2. 新たに制度を制定する。(合併と同時に) 3. 新たに制度を制定する。(合併と同時に)		
構成		市 町 村 の 現 況		調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
-	-	-	-	新市においても、世界平和都市宣言を行う方向で調整する。
・非核平和の町宣言  平成7年12月19日議決  同左	・非核平和の町宣言  昭和63年6月24日議決  非核三原則の完全実施を願い、すべての核保有国に対し、核兵器の廃絶を強く求めるため。	・非核平和の町宣言  昭和62年9月30日議決  核兵器の廃絶を希求し、非核三原則の実施と、人類の恒久平和の実現のため。	・平和の村宣言  昭和63年3月26日議決  世界の恒久平和は、人類すべての願いである。地球上から戦争をなくし、美杉村の繁栄と村民の幸福を願うため。	新市においても、非核平和都市宣言を行う方向で調整する。
・人権尊重の町宣言  平成5年6月17日議決  同左	・人権尊重の町宣言  平成4年12月18日議決  すべての町民の人権が尊重され“明るく住みよい一志”を実現するため。	・人権尊重の町宣言  平成5年6月23日議決  町民一人ひとりが自らの人権意識を高め、すべての町民の人権が尊重される明るく住みよい白山を実現するため。	・人権尊重の村宣言  平成5年10月8日議決  美里村に同じ	新市においても、人権尊重都市宣言を行う方向で調整する。

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	市民部会
関係項目		分科会	人権分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
4 人権施策に関する条例	<p>・人権が尊重される津市をつくる条例 平成11年4月1日施行</p> <p>条例に基づき「人権施策推進プラン」の策定をするなど、人権施策を積極的に展開している。</p>	<p>・人権が尊重される久居市をつくる条例 平成11年4月1日施行</p> <p>条例に基づき「人権施策基本方針」を策定し、人権施策を積極的に推進している。</p>	-	-	<p>・美里村部落差別及びあらゆる形態の差別をなくす条例 平成6年12月26日施行</p> <p>日本国憲法の基本理念により、人権の尊重を図り差別のない明るい地域社会の実現のため、村民の人権意識の高揚を図るための人権啓発を積極的に実施していく。</p>	<p>・人権が尊重される安濃町をつくる条例 平成15年4月1日施行</p> <p>町及び町民等の責務並びに町の施策その他必要な事項を定めることにより、人権が尊重され、守られる明るく住みよい社会の実現を図ることを目的とする。</p>
5 人権施策推進プラン	<p>・津市人権施策推進プラン(基本計画)</p> <p>条例に基づき、津市における人権施策の基本的な理念、方針を明らかにするとともに、その実現に向けて、分野別施策を総合的かつ計画的に推進するため策定し推進プランに基づき人権施策の総合的な取り組みを行っている。</p>	<p>・久居市人権施策基本方針</p> <p>条例に基づき人権問題の現状と課題をふまえ、基本施策及び分野別の施策の方向性を明らかにする。</p>	-	-	-	-
6 平和を考える月間啓発電光掲示等	<p>市民が平和の尊さについて認識を深められるよう、さらに、平和の尊さを後世につたえる機会とするため毎年7月を「平和を考える月間」と定め、一ヶ月間、電光掲示板等による啓発を行っている。</p>	-	-	-	-	-
7 中学生平和ポスター展	<p>・中学生平和ポスター展 応募されたポスターを「平和を考える市民のつどい」の会場のリージョンプラザに掲出し、広く参加者及び関係者に平和の大切さを啓発している。</p>	-	-	-	-	-
8 平和を考える親子バスツアー	<p>・平和を考える親子バスツアー 7月の「平和を考える月間」の一環として実施し、市内に残る戦争の傷跡を巡り、昼食時には当時の食事の試食と、平和に関するビデオ鑑賞を行っている。</p>	-	-	-	-	-

## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	4. 新市に移行後、速やかに調整する。(合併後2年程度) 5. 津市の例により調整する。(合併後3年程度) 6. 現行のまま新市に引き継ぐ。 7. 津市の例により調整する。(合併と同時に) 8. 津市の例により調整する。(合併と同時に)
-------	--

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
・香良洲町人権尊重条例 平成14年4月1日施行  同左	・部落差別及びあらゆる形態の差別をなくす条例 平成6年10月5日施行  条例に基づき、人権施策を積極的に展開している。	・白山町人権尊重の町づくり条例 平成11年7月1日施行  条例に基づき「人権施策基本方針」の策定をし、人権施策を積極的に展開している。また、平成14年度中に「人権施策基本方針行動計画」を策定する。	・美杉村における部落差別をはじめあらゆる差別をなくす条例 平成10年7月1日施行  条例の趣旨を村民に理解してもらうため、自治会単位で懇談会を開催し周知している。懇談会は平成14年11月で終了。	新たな条例制定については、住民の意見及び地域の特性が反映できるよう調整していく。 なお、新市条例制定までの間は、各市町村ごとの旧条例の精神を尊重して、施策を展開していくものとする。
-	-	・白山町人権施策基本方針  条例に基づき、白山町における人権施策の基本的な理念、方針を明らかにするとともに、その実現に向けて、白山町人権施策基本方針に基づき人権施策の総合的な取り組みを行っています。また、分野別施策を総合的かつ計画的に推進するため平成14年度中に「人権施策基本方針 行動計画」を策定する。	・美杉村における部落差別をはじめあらゆる差別をなくす基本方針 美杉村における部落差別をはじめあらゆる差別をなくす条例に基づき、美杉村における人権施策の基本的な理念、方針を明らかにするとともに、その実現に向けて、分野別施策を総合的かつ計画的に推進するため策定した基本方針に基づき人権施策の総合的な取り組みを行っている。	ささまざまな人権問題を解決していく基本計画を3年程度で策定する。 ただし策定できるまでは、現行の市町村の基本計画を暫定運用しつつ、未策定の町村にあつては津市の基本計画の例により運用を図る。
-	-	-	-	津市の例により7月を平和月間とし事業を継続していく。
-	-	-	-	・平和の尊さについて認識を深める機会として新市の中学生にポスター募集を行う。 ・展示会場を増やすとともにPR方法や原爆パネル展との同時開催について検討する。
-	-	-	-	津市の例により7月を平和月間とし事業を継続していく。



## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	市民部会
関係項目		分科会	人権分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
9 平和を考える市民のつどい講演会及び映画会	<p>・平和を考える市民のつどい</p> <p>市民が平和の尊さについて認識を深められるよう、さらに、平和の尊さを後世につたえる機会とするため毎年7月を「平和を考える月間」として、その一環としてリージョンプラザで「平和を考える市民のつどい」を実施し、講演会及び映画会を開催している。</p>	<p>・非核講演会の開催</p> <p>8月(非核パネル展開催期間中)にポルタひさい多目的研修室で被爆体験者による講演会を開催している。</p>	<p>・生涯学習課で非核平和展、非核平和映画会の開催</p> <p>戦争や平和にちなんだ展示を、町民会館ロビーで開催し、さらに、映画会や共催イベントを開催している。</p>	-	-	-
10 日本非核宣言自治体協議会	<p>日本非核宣言自治体協議会に加入し、平和事業に関する情報収集を行っている。</p> <p>・負担金 60,000円</p>	<p>・同左</p> <p>・負担金 40,000円</p>	-	-	-	
11 津平和のための戦争展実行委員会	<p>毎年8月上旬にパネル展示と戦争の体験を語る「津平和のための戦争展」などを開催し戦争の悲惨さと平和の大切さを訴える活動をしている団体に対し、63年度より開始した事業補助。</p> <p>・構成員 代表 1名 副代表 若干名 事務局長 1名 事務局次長 1名 会計 1名 会計監査 2名</p> <p>・補助金額 500,000円</p>	-	-	-	-	
12 原爆パネル展	<p>・原爆パネル展</p> <p>7月の「平和を考える月間」に開催する平和を考える市民のつどい(講演会と映画会)の日と、津平和のための戦争展実行委員会が8月に実施する津平和のための戦争展と併用し4日間リージョンプラザ内で原爆パネルを展示している。</p>	<p>・非核パネル展</p> <p>8月中旬に2週間程度、約40枚のパネルをポルタひさい市民ギャラリーで展示している。</p>	-	-	-	<p>・原爆パネル展</p> <p>毎年8月に2週間程度展示している。(14年度までは中央公民館で実施していたが15年度からは町体育館ロビーに変更。)</p>
13 広報紙等による啓発	<p>市民が人権問題を身近な問題としてとらえられるよう市政だより「人権シリーズ」(年10回)の登載及び折り込み紙の発行。また、高度情報化社会に対応したインターネットによる啓発を行っている。</p>	<p>年12回市広報紙に掲載、人権を守る市民のつどいにあわせ人権啓発チラシを広報に折り込む。</p>	<p>住民が人権問題を正しく認識し、理解していけるよう随時広報紙に掲載している。</p> <p>町内で行われているさまざまな取り組みを広く知っていただく。</p>	<p>町広報紙に「人権のひろば」のコーナーをおき、毎月小中学校、幼稚園での人権教育、町人権・同町内で行われているさまざまな取り組みなどを掲載し、住民に人権問題を身近な問題として考えてもらうよう啓発している。</p>	<p>村広報の中で毎月、人権コーナーを設置して人権問題などを村民にわかりやすく、テーマを決めて連載している。</p>	<p>町民が人権問題を身近な問題としてとらえられるよう随時、町広報紙に掲載し人権啓発を行っている。</p>

## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	9. 津市の例により調整する。(合併と同時) 10. 新たに加える。(合併と同時) 11. 津市の例により調整する。(合併と同時) 12. 新たに制度を制定する。(合併と同時) 13. 津市の例により調整する。(合併と同時)
-------	--

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業名 「平和を考える市民のつどい」にする。</li> <li>・開催月 7月の平和月間を中心に開催を調整する。</li> <li>・開催 当面は3会場とし、3年程度で調整する。</li> <li>・事業内容 講演会、映画会</li> </ul>
-	-	-	-	
-	-	-	-	
・原爆パネル展 毎年町文化祭(11月上旬)に合わせて会場のサンデルタ香良洲にて、パネルを展示している。	・原爆パネル展 毎年11月から12月にかけて一志町人権フェスティバルを開催しており、その中でパネル展示している。	-	・原爆パネル展 毎年、美杉秋まつり(文化祭コーナー)の会場の一角に、原爆パネルを10枚~20枚程度展示し被爆の恐ろしさを啓発している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業名 原爆パネル展とする。</li> <li>・会場設定、巡回展示の検討をする。</li> </ul>
人権週間にあたる12月号広報に町民が人権問題を身近な問題としてとらえられるよう掲載している。	町民が人権問題を身近な問題としてとらえられるよう広報いちしに「人権啓発だより」(年12回)を掲載している。	町民が人権問題を身近な問題としてとらえられるよう広報はくさんに「人権啓発コーナー」(年12回)の掲載及び折り込み紙の発行している。	村民が人権問題を身近な問題としてとらえられるよう広報紙に「人権シリーズ」を掲載し、啓発を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・津市の例により年10回(1月、4月を除く)「人権シリーズ」として広報紙による啓発を継続する方向で調整する。</li> <li>・人権啓発チラシ等については随時折り込み紙として発行する。</li> </ul>

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	市民部会
関係項目		分科会	人権分科会

区分	構成市町の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
14 人権講演会	・人権問題講演会 毎年11月に著名人を招き、リージョンプラザで講演会を開催している。	・人権講演会 (人権を守る市民の集い) 毎年講演会、演劇、コンサート等人権をテーマに市民会館で開催している。	・人権関係講演会 9月の人権を大切に考える会の中のプログラムの中で人権啓発に関する講演会等を開催している。	・人権講演会 演劇、コンサートなど中心に人権をテーマに実施、その後分科会(分散会)形式の研修会を開催している。	・人権講演会 昨年度から各団体会で実施していたものを総括して村の文化センターで11月の中旬に中学生の人権劇、講演会を開催している。	・人権講演会 年1回15年度から人権に関する講演会を実施している。
15 人権週間、差別をなくす強調月間における啓発(公用車マグネットシート貼付・懸垂幕掲出・街頭啓発)	毎年11月11日から12月10日までの差別をなくす強調月間(人権週間は12月4日から12月10日)中に公用車にマグネットシートの貼付、懸垂幕の掲出、街頭啓発等を実施している。	啓発用チラシの配布、懸垂幕の掲出している。	人権擁護委員との協力のもと、毎年11月11日から12月10日までの差別をなくす強調月間(人権週間は12月4日から12月10日)中に公用車に啓発看板を装着、町内(郡内)をパレードし啓発。公用車にマグネットシートの貼付、懸垂幕の掲出、街頭啓発等を実施している。	毎年差別をなくす強調月間中に公用車に啓発シールを張っている。	津市と同じ	同左
16 市民人権講座	・市民人権講座  全市民を対象に同和問題や子ども・女性・外国人・障害者・高齢者など身近な人権について学べるよう連続講座を行っている。  ・開催場所 津リージョンプラザ内会議室	-	・生涯学習講座・人権を大切に考える会 人権を大切に考える会は毎年9月に全町民を対象として様々な形態による人権啓発プログラムを実施している。  ・開催場所 町民会館大ホール	・人権を考える町民の集い 町民を対象に同和問題や子ども・女性・外国人・障害者・高齢者など身近な人権について学べる機会としている。  ・開催場所 町総合文化センター内町民ホール	・人権講座 村民を対象に同和問題や子ども・女性・外国人・障害者・高齢者など身近な人権について学べるよう本年度から各テーマを決め年4回実施している。1回目 韓国の文化について、2回目子どもの権利について3回目 人権コンサート 4回目 部落問題について。  ・開催場所 中野文化会館・地区集会所	-
17 人権標語募集	・人権問題標語募集 人権問題講演会参加者に人権問題標語募集を行い、応募作品の中から次年度の標語を決定し啓発を行っている。	・人権メッセージ募集 各種行事、講演会等の参加者から広く人権メッセージを募集している。	・人権標語募集 小中学生とPTAには学校を通じて募集、住民には広報紙、ホームページを通じて募集、作品は、文化祭や様々な催し会場に展示、人権広報紙でも紹介している。	・人権標語募集 小中学校や一般募集し、応募作品の中から優秀作を人権を考える町民の集いまた町広報誌に掲載し啓発を図っている。	・人権標語募集 小中学校から募集し広報誌や人権フェスティバルなどのイベントで展示している。	・人権標語募集 小中学校から募集し、心の教育映画会(サンヒルス安濃ハーモニーホール)開催時に展示している。
18 小中学生人権ポスター展	・小中学生人権問題ポスター展  応募されたポスターを「人権問題講演会」の会場のリージョンプラザに掲出し、広く参加者及び関係者に人権問題の啓発をしている。	・小中学生人権問題ポスター展  人権週間に各小・中学校で作成されたポスターを人権パネル展に掲示して人権問題の啓発をしている。	・人権ポスター募集  作品は、人権を大切に考える会、庁舎ロビー、町民会館等で展示し、また、人権広報紙等に掲載し広く住民に人権意識の高揚を図っている。	・人権ポスター募集  優秀作品を「人権を考える町民の集い」で表彰し、町の総合文化センターへ展示している。	・人権ポスター募集  作品は毎月の広報に掲載したり、人権フェスティバルの開催時に展示し、広く住民に人権意識の高揚と啓発をしている。	・人権ポスター募集  作品は心の教育映画会(サンヒルス安濃ハーモニーホール)開催時に展示し、広く住民に人権意識の高揚と啓発をしている。

## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	14. 津市の例により調整する。(合併と同時) 15. 津市の例により調整する。(合併と同時) 16. 津市の例により調整する。(合併と同時) 17. 白山町の例により調整する。(合併と同時) 18. 津市の例により調整する。(合併と同時)
-------	--

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
・人権問題講演会 年1回、著名人を招き、サンデルタ香良洲で講演会を開催している。	・人権問題講演会 (人権フェスタいちし) 毎年11月～12月に著名人を招き、中央公民館で講演会を開催している。	・人権問題講演会 毎年6月、9月、12月の年3回に著名人を招き、講演会を開催している。	・人権問題講演会 差別をなくす強調月間(主に11月)に講師を招き、美杉村総合開発センターで講演会を開催している。 強調月間以外に村民を対象に講師を招き、同和問題や子ども・女性・外国人・障害者・高齢者など身近な人権について講演会を行っている。年10回程度。	・事業名 人権講演会とする。 ・開催月 差別をなくす強調月間中の11月で調整する。 ・開催回数 当面は3会場とし、基本計画策定後調整する。 ・事業内容 講演会等
毎年11月11日から12月10日までの差別をなくす強調月間(人権週間は12月4日から12月10日)中に公用車にマグネットシートの貼付、懸垂幕の掲出、街頭啓発等を実施。啓発物品の配布している。	毎年7月から8月までの間に、テントと立看板の設置をする。 毎年12月に街頭啓発等を実施している。	毎年11月11日から12月10日までの差別をなくす強調月間(人権週間は12月4日から12月10日)中に懸垂幕、のぼり旗の掲出、街頭啓発等を実施している。	津市に同じ	・各市町村が実施している啓発に大差はなく新市に引継ぐが、街頭啓発場所等詳細な事は検討する。
-	-	・町民人権講座  全町民を対象に部落問題や障害者・高齢者など身近な人権について学べるよう連続講座を行っている。	-	・名称 市民人権講座とする。  ・合併後は市域が広範となり、より一層きめ細やかな啓発を行っていく上で講座場所の選定が重要かつ関係所管の調整が必要となる。  ・基本的には同和問題、子ども、女性、障害者、高齢者、外国人の人権についての講座を実施していく。
・人権メッセージ募集 中学校全校生徒に人権メッセージを募集している。	・人権フェスタいちし標語募集 町内全戸に「標語募集」のチラシを配布して、入選した作品は啓発に利用している。	・人権問題標語募集 町内在住・在勤在学者に人権問題標語募集を行い、応募作品の中から次年度の標語を決定し啓発を行っている。	・人権標語の募集 小中学生・村民から人権標語を募集し、応募作品の中から人権週間期間中、役場庁舎等に展示、及び広報で周知。	
-	・各校及び人権フェスタでのポスター展  応募されたポスターの中の入選作品を「人権フェスタいちし」の会場に掲出し、参加者及び関係者に人権問題の啓発をしている。	・小中学生人権問題ポスター展  応募されたポスターを町民会館に掲出し、人権問題を啓発している。	・小中学生人権ポスター募集・展示  小中学生からポスターを募集し、応募作品の中から、人権週間の期間中、役場庁舎等に展示。その後小中学校を巡回して展示している。	・名称 小中学生人権ポスター展とする。 ・展示会場等 作品数が多くなると考えられる為、展示方法、箇所等の検討を要する。

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	市民部会
関係項目		分科会	人権分科会

区分	構成市町の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
19 企業訪問による啓発	市内に事業所を有する企業を対象に、三重県労働対策センター・津地方県民局人権啓発室と連携しながら随時企業訪問を行っている。	市内に事業所を有する企業を対象に県職員と共に企業訪問を行っている。	町内企業を対象に、三重県労働対策センター、津地方県民局人権啓発室と連携しながら随時企業訪問を行っている。	町内に事業所を有する企業を対象に、三重県労働対策センター・津地方県民局人権啓発室と連携しながら随時企業を訪問したり、企業の代表者に集まってもらい人権に関するテーマで懇談している。	村内に事業所を有する企業を対象に、美里村人権啓発協議会・三重県労働対策センター・津地方県民局人権啓発室と連携しながら企業内啓発・研修の充実を図るため企業訪問を行い依頼している。	町内に事業所を有する企業を対象に、三重県労働対策センター・津地方県民局人権啓発室と連携しながら随時企業訪問を行っている。
20 地域指導者育成研修会	自治会長、民生委員等を対象に参加型学習会・地域懇談会などを実施し地域指導者の育成を図っている。 ・県外研修(年1回)	-	-	自治会長、民生委員等を対象に地域指導者の育成を図っている。 ・県外研修(年1回)	-	-
21 人権啓発ポスターの作製	人権意識の高揚を図るため、「人権問題講演会」時に募集した小中学生のポスターから、優秀な作品を人権ポスターとして作成している。	-	-	-	-	-
22 人権教育啓発推進センター交流会	人権教育啓発推進センターの交流会に参加し、人権に関する職員の研修及び情報収集を行っている。 ・東京 1泊2日	-	-	-	-	-
23 人権啓発研究集会	人権啓発研究集会に参加し、人権に関する職員の研修及び情報収集を行っている。 ・県外 1泊2日	-	-	-	-	-
24 人権啓発誌	広く市民に人権意識の高揚を図るため、人権啓発誌「ひびき」を作成している。  ・年1回 6,000部 ・H13年度決算額 227,000円	広く市民に人権意識の高揚を図るため、人権条例啓発パンフレットを作成している。  ・年1回(男女共同参画プラン冊子本編500部、概要版1,000部) ・H13年度決算額304,500円	年2回、12月と3月に人権啓発誌「こころ」を発行し全戸配布。町内の人権活動の取り組みなどを広く伝え、人権意識の高揚を図っている。  ・年2回 6,500部 ・H13年度決算額 189,190円	-	-	-

## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	19. 津市、久居市の例により調整する。(合併と同時) 20. 津市の例により調整する。(合併と同時) 21. 津市、一志町等の例により調整する。(合併と同時) 22. 津市の例により調整する。(合併と同時) 23. 津市、一志町等の例により調整する。(合併と同時) 24. 新たに制度を制定する。(合併と同時)
-------	---

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
・町内に事業所を有する企業を対象に、香良洲町人権擁護委員と連携しながら随時企業訪問を行っている。	町内に事業所を有する企業を対象に一志町人権擁護委員と連携しながら12月に企業訪問を行っている。	町内に事業所を有する企業を対象に、人権擁護委員と連携しながら人権週間中(12月4日～12月10日)に企業訪問を行っている。	村職員で構成する人権啓発推進会議の団体等啓発グループが中心になって、村内の事業所の人権啓発について調査した。	津地方県民局人権啓発室と連携し企業訪問を行っていく。
-	町人・同研と連携し校区別に研修会を実施している。  ・研修(平均3回)	-	-	
-	人権フェスティバルの開催に合わせて作品を募集し、フェスティバルの中で優秀作品の表彰を行っている。	人権意識の高揚を図るため、募集した小中学生のポスターから、優秀な作品を人権ポスターとして作成している。	-	
-	-	-	-	
-	津市に同じ	同左	-	
-	人権啓発パンフレットを作成し、講演会時に参加者へ配布している。  ・年1回 2,000部  ・H13年度決算額 123,000円	広く町民に人権意識の高揚を図るため、人権啓発パンフレット「人権施策基本方針 概要版」を作成している。  ・年1回 5,000部  ・H13年度決算額 575,000円	人権カレンダー 募集した人権ポスターや標語を使用した人権カレンダーを作成して全家庭に配布している。  ・年1回 3,500部  ・H13年度決算額 252,000円	啓発誌の発行については、合併時までに整理・調整を図る。

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	市民部会
関係項目		分科会	人権分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
25 財団法人人権教育啓発推進センター	財団法人人権教育啓発推進センターに加入し、人権に関する情報収集を行っている。  ・負担金 150,000円	同左  ・負担金 60,000円	同左  ・負担金 30,000円	-	-	-
26 三重県人権問題研究所	三重県人権問題研究所が行っている人権大学講座・講演会などに参加し、人権に関する職員の資質向上を図るとともに資料、情報収集を行っている。  ・負担金 50,000円	同左  ・負担金 50,000円	同左  ・負担金 30,000円	同左  ・負担金 30,000円	同左  ・負担金 30,000円	同左  ・負担金 30,000円
27 IMADR—mie (反差別国際会議三重)	IMADR—mieの会員になり、人権に関する職員の資質向上を図るとともに資料・情報収集を行っている。  ・負担金 60,000円	同左  ・負担金 60,000円	同左  ・負担金 20,000円	同左  ・負担金 40,000円	同左  ・負担金 40,000円	同左  ・負担金 20,000円
28 人権大学受講に係る負担金	三重県人権問題研究所主催であらゆる人権問題を総合的かつ専門的に学習をするとともに県内の現地研修、合宿研修を行っているとともに研修生間の連帯を深める。  ・1人 160,000円	同左  ・1人 160,000円	-	-	-	-
29 人権・同和施策啓発推進委員会	津市人権施策推進会議  ・津市人権施策推進プランに基づく人権施策の推進及び進行管理 ・職員の人権意識の高揚に関すること ・人権施策の推進に関すること 推進員 69名	久居市人権・同和施策啓発推進委員会  ・人権同和問題の解決に係る重要な施策等の連絡調整 ・人権・同和問題に関する啓発推進活動の総合調整・市職員の研修の助言調整・資料の収集及び調査  ・会長(助役)、副会長(収入役、教育長)及び推進員(部課長)で組織する。 推進員 18名	-	-	美里村人権啓発推進協議会  ・村内各種団体組織との人権啓発推進の連携調整を行っている。  推進員 11名	-

## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	25. 新たに加加入する。(合併と同時に) 26. 新たに加加入する。(合併と同時に) 27. 新たに加加入する。(合併と同時に) 28. 津市、久居市等の例により調整する。(合併と同時に) 29. 新たに制度を制定する。(合併と同時に)
-------	---

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
-	津市に同じ  ・負担金 30,000円	-	-	
同左  ・負担金 30,000円	同左  ・負担金 30,000円	同左  ・負担金 30,000円	同左  ・負担金 30,000円	
同左  ・負担金 20,000円	同左  ・負担金 40,000円	同左  ・負担金 40,000円	同左  ・負担金 20,000円	
-	津市に同じ  ・1人 160,000円	同左  ・1人 160,000円	-	
香良洲町人権啓発推進委員会  ・研修会、懇談会等の開催・パトロールの実施。  推進員 15名	一志町人権啓発・施策推進本部  ・人権施策及び啓発活動、推進計画の立案に関すること ・職員の人権意識の高揚に関すること ・人権施策の推進に関すること  推進員 33名	白山町人権施策推進会議  ・津市に同じ  推進員 47名	美杉村人権啓発推進会議  ・「美杉村における部落差別をはじめあらゆる差別をなくす条例」の趣旨に基づく内部組織。下部組織に推進グループ(実際の行動組織)を持つ。  地域啓発推進グループ、団体等啓発推進グループ、職員啓発推進グループ 推進員13名	合併時までに整理・調整を図る。



## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	市民部会
関係項目		分科会	人権分科会

区分	構成市町の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
30 人権擁護委員	人権擁護委員の候補者を議会の同意を得て、法務大臣に推薦している。(任期3年)  ・委員数 13人	津市に同じ  ・委員数 7人	同左  ・委員数 4人	同左  ・委員数 4人	同左  ・委員数 2人	同左  ・委員数 4人
31 人権擁護委員会視察研修	人権擁護委員とともに人権擁護事業について視察研修を行っている。	-	-	-	-	津市に同じ
32 人権擁護委員会	津市人権擁護委員会  ・補助金 1,533,000円 (655,000円)  ※但し( )内は津人権擁護委員協議会への負担金	久居市人権擁護委員会  ・補助金 438,000円 (164,000円)  ※同左	安芸郡人権擁護委員会  ・補助金 116,200円 (70,000円)  ※同左	同左  ・補助金 80,600円 (42,900円)  ※同左	同左  ・補助金 44,100円 (26,100円)  ※同左	同左  ・補助金 87,100円 (47,000円)  ※同左
			河芸町人権擁護委員会  ・補助金 50,000円			
33 人権施策審議会	・津市人権施策審議会  人権施策に関する基本的事項を調査審議。  構成員 13名 ・学識経験者 ・関係行政機関の職員 ・その他市長が必要と認める者  報酬 8,800円(日額)	・久居市人権施策審議会  人権施策に関する基本的事項を調査審議。  構成員 14名 ・(人権に関し識見を有するもの) ・学識経験者、関係団体の代表者 ・その他市長が必要と認める者  報酬 6,900円(日額)	-	-	・美里村差別撤廃審議会 久居市に同じ  構成員 15名以内 ・村議会議員、教育関係者2名以内 ・社会福祉関係者2名以内、自治会長3名以内 ・学識経験者、各種団体関係者3名以内上記の者の内から村長が委嘱する。 報酬 6,900円(日額)	-

## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	30. 新市に移行後も、当分の間現行のとおりとし、随時調整する。(合併後3年程度) 31. 廃止の方向で調整する。 32. 津市、久居市等の例により調整する。(合併と同時に) 33. 新たに制度を制定する。(合併と同時に)
-------	--

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
同左  ・委員数 2人	同左  ・委員数 4人	同左  ・委員数 5人	同左  ・委員数 4人	新市の人口により、法務局と調整の上、定数を変更する。  (現在構成市町村合計 49名 → 合併後3年以内に18名～19名に変更)
-	-	-	-	
一志郡人権擁護委員会  ・補助金 84,000円 (22,000円)  ※同左	同左  ・補助金 120,000円 (60,000円)  ※同左	同左  ・補助金 110,000円 (55,000円)  ※同左	同左  ・補助金 60,000円 (30,000円)  ※同左	・新市人権擁護委員会として一元化する。 ・補助金は、新市人権擁護委員会補助金と、上部機関である津人権擁護委員協議会負担金を併せて新市の人権擁護委員会へ支出する。
		白山町人権擁護委員会  ・補助金 80,000円	美杉村人権擁護委員会  ・補助金 80,000円	・廃止の方向で調整する。
-	・一志町差別撤廃審議会 人権施策の調査審議。  構成員 16名 ・町議会議員、教育関係者、社会福祉関係者、自治会長、学識経験者、各種団体関係者  報酬 5,000円(日額)	・白山町人権施策審議会 同左  構成員 15名 ・各組織代表(老人クラブ・身障者等)  報酬 5,000円(日額)	・美杉村人権施策審議会 人権施策の推進に関する事項の調査及び審議。 人権施策の推進に関する基本方針の策定。  構成員 12名以内 ・村議会議員、人権に関する知識経験を有する者、福祉団体関係者、教育関係者、社会福祉施設の代表者、運動団体の代表者  報酬 5,300円(日額) 他に費用弁償	・新市人権施策審議会とし調整する。